平成２４年（フ）第９２１５号
東京都練馬区羽沢２丁目35―15―303
債務者　村瀬　裕美
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２１６号
東京都足立区千住河原町26番３―802
債務者　野口　康之
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２０号
東京都江戸川区北小岩１丁目14―５―304
債務者　豊岡　　進
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２５号
東京都板橋区大谷口北町１－８―401
債務者　田中　正也
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２７号
埼玉県所沢市大字上安松11―34―６
債務者　岡島麻智子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２９号
東京都足立区興野２丁目１―27―203
債務者　大谷　恭代（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３３号
東京都足立区西綾瀬２丁目22―17―102
債務者　兼原　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３７号
東京都中野区若宮１丁目17―12　カオパレスＮｏ．２―106
債務者　市橋　典之
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３８号
東京都板橋区高島平９丁目29―４　ウエストヒルズ・21―507
債務者　篠原　礼亘
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３９号
東京都世田谷区南烏山３丁目１―11―202
債務者　本宮　市子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２４０号
神奈川県川崎市麻生区早野727―３―102
債務者　尾續　　猛
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２４２号
神奈川県横浜市旭区中希望が丘28―３　第３光ハイツ102
債務者　小川　理沙（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２４４号
東京都中野区中央２丁目58―14―802
債務者　村田三千代
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２５４号
神奈川県横浜市戸塚区下倉田町274―１　第７山仁ビル303
債務者　加藤　法子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２６２号
東京都江戸川区東小松川２丁目32番19―203
債務者　岡野　暢子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２６６号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦４丁目15―１―306
債務者　仲村　勝夫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部